

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について定めるものとする。

(会 員)

第2条 会員は、本市に居住する者、社会福祉関係機関・団体（社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者を含む。）及び本市に事務所又は事業所を有する企業・団体等で、本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(会員の区分)

第3条 会員の区分は、次のように区分する。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 団体会員（企業・団体及び施設等）
- (3) 特別会員（特に本会の趣旨に賛同していただける個人・団体等）

(会 費)

第4条 会員の会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|-----|----------|
| (1) 一般会員〔一世帯当り〕 | 年 額 | 300 円 |
| (2) 団体会員〔一口当り〕 | 年 額 | 3,000 円 |
| (3) 特別会員〔一口当り〕 | 年 額 | 10,000 円 |

2 会費は、評議員会の議決によって変更することができる。

(納 入)

第5条 会費は、その年度の会費を年度内に納入するものとする。

(入 会)

第6条 本会の入会については、別に定める入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 会員は登録内容に変更が生じた場合は、別に定める変更届（様式第2号）を提出するものとする。

(退 会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 団体が解散又は本人が死亡したとき
- (3) 会員たる資格を失った場合

2 前項第1号により退会するときは、退会届（様式第3号）を提出するものとする。

3 会員の資格は、第1項に規定する事由がない限り、自動的に更新されるも

のとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次に掲げる場合、会員の資格を失う。

- (1) 継続して3年以上会費を納入しなかったとき
- (2) 本会の組織を利用して、営利、政治、宗教活動を行ったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけたとき

附 則

この規程は、平成18年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月25日から施行する。

(様式第1号)

鹿屋市社会福祉協議会 団体・特別会員入会申込書

年 月 日

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 会長 様

会 員 種 別	<input type="checkbox"/> 団体会員 会費1口あたり 3,000円 (<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 特別会員 会費1口あたり 10,000円 (<input type="checkbox"/>)		
フリガナ			
企業・団体及び 施設等の名称	※法人格を有する場合は、法人名もご記載ください。 (社会福祉法人, 医療法人, 株式会社, 有限会社等)		
フリガナ			
所在地			
郵便番号		電話	
本会広報誌への氏名・団体名の掲載について	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
本会ホームページへの氏名・団体名の掲載について	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

※個人情報とは、本会の情報提供以外には使用いたしません。

(様式第2号)

鹿屋市社会福祉協議会 団体・特別会員変更届

年 月 日

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり変更いたしましたので届け出ます。

変 更 前	フリガナ			
	企業・団体及び 施設等の名称			
	フリガナ			
	所在地			
	郵便番号		電話	
	備考			
変 更 後	フリガナ			
	企業・団体及び 施設等の名称			
	フリガナ			
	所在地			
	郵便番号		電話	
	備考			

(様式第3号)

鹿屋市社会福祉協議会 団体・特別会員退会届

年 月 日

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 会長 様

会員を退会したいので、ここに届出いたします。

フリガナ			
企業・団体及び 施設等の名称			
フリガナ			
所在地			
郵便番号		電話	
退会理由			